

今月のテーマ

有価証券の評価損の取扱い

8月の株式市場では日経平均株価の歴史的な値動きが見られ、過去最大の下落後、一転して過去最大の上昇となるなど株価の乱高下が生じました。法人税法上、有価証券の期末評価はその所有する有価証券を売買目的有価証券と売買目的外有価証券に区分して行われますが、売買目的外有価証券について評価損の損金算入が認められる場合の要件等に係る留意点は次の通りです。

(1) 売買目的外有価証券の評価損の損金算入

法人の所有する有価証券について次に掲げる事実が生じた場合で、その有価証券の評価換えをして損金経理によりその帳簿価額を減額したときには、評価損の損金算入が認められます。

- ① 取引所売買有価証券、店頭売買有価証券、取扱有価証券及びその他価格公表有価証券等の一定の有価証券（いずれも企業支配株式に該当するものを除きます。）について、その価額が著しく低下したことにより、その価額が帳簿価額を下回ることとなったこと。
- ② 上記①以外の有価証券について、その有価証券を発行する法人の資産状態が著しく悪化したため、その価額が著しく低下したことにより、その価額が帳簿価額を下回ることとなったこと。
- ③ 上記②に準ずる特別の事実

(2) 上場株式等の場合

上記(1)①は市場価格のある上場株式等が該当します。「その価額が著しく低下したこと」とは、期末における株価がその時の帳簿価額のおおむね50%相当額を下回ることとなり、かつ、近い将来その価額の回復が見込まれないことをいうものとされています。

回復が見込まれるか否かの判断は、過去の市場価格の推移、発行法人の業況等も踏まえ、期末時に行うこととなりますが、例えば専門性を有する客観的な第三者の見解、監査法人の監査において株価の回復可能性の検証を行っているなど、回復可能性がないことについて合理的な判断基準が示される限りはその判断は認められることとなります。

また、例えば翌期以降に株価が回復したとしても、事後的な事情は当期末の株価の回復可能性の判断に影響を及ぼすものではなく、当期に評価損として損金算入した処理を遡って修正する必要はありません。

(3) 非上場株式等の場合

上記(1)②は非上場株式等が該当しますが、「その価額が著しく低下したこと」の判断基準は上記(2)と同様です。「その有価証券を発行する法人の資産状態が著しく悪化したこと」には、次に掲げる事実が該当することとされています。

- ① 有価証券を取得して相当の期間を経過した後に発行法人について、特別清算開始の命令、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定があったこと。
- ② 期末における有価証券の発行法人の1株又は1口当たりの純資産価額が、有価証券を取得した時の発行法人の1株又は1口当たりの純資産価額に比しておおむね50%以上下回ることとなったこと。

このうち②については、「有価証券の帳簿価額」と「期末における有価証券の発行法人の純資産価額」との比較ではなく、「有価証券取得時における有価証券の発行法人の純資産価額」と「期末における有価証券の発行法人の純資産価額」との比較となりますので、有価証券取得時の純資産価額の確認も必要となることにご注意ください。

今月のテーマ

有価証券の評価損の取扱い

8月の株式市場では日経平均株価の歴史的な値動きが見られ、過去最大の下落後、一転して過去最大の上昇となるなど株価の乱高下が生じました。法人税法上、有価証券の期末評価はその所有する有価証券を売買目的有価証券と売買目的外有価証券に区分し、それぞれ次の取扱いとなります。

(1) 売買目的有価証券

売買目的有価証券とは、短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した有価証券で一定のもの（トレーディング目的で取得しているもの等）をいいますが、売買目的有価証券の期末評価額は時価法によって評価した金額とされています。

時価法とは、期末において有する有価証券を銘柄の異なるごとに区別し、銘柄の同じものについて、その時における価額として一定の方法により計算した金額をもって評価額とする方法をいいます。期末における時価（株価）をもとに算定することになるため、評価損益が発生することになります。

一般的にはトレーディング部門を有する法人など、相当程度の反復的な取得、売却を繰り返して短期的な期間で利益を得ることを目的とする有価証券や、短期売買目的で取得した有価証券である旨を帳簿価額に記載した有価証券が売買目的有価証券に該当しますので、一般の事業会社では売買目的有価証券を保有するケースは少ないのではないかと思います。

(2) 売買目的外有価証券

上記(1)以外の売買目的外有価証券については、原価法により評価した金額とされます。原価法とは、期末保有有価証券について、期末における帳簿価額（償還期限及び償還金額の定めのある有価証券にあっては、帳簿価額と償還金額との差額の調整をした後の金額）をもって評価額とする方法をいいますので、原則として評価換えを行うことはありません。

ただし、所有する有価証券（完全支配関係がある子会社で清算中の法人等及び通算法人が有する他の通算法人（通算親法人等を除きます。）の株式等を除きます。）について、次の場合には評価損の損金算入が認められますが、それぞれの事実の発生だけでなく経理処理要件があることにも注意が必要です。

- ① 次の事実が生じた場合で、その有価証券の評価換えをして損金経理によりその帳簿額を減額したとき
 - イ) 取引所売買有価証券、店頭売買有価証券、取扱有価証券及びその他価格公表有価証券等の一定の有価証券（いずれも企業支配株式に該当するものを除きます。）について、その価額が著しく低下したことにより、その価額が帳簿価額を下回ることとなったこと。
 - ロ) 上記イ) 以外の有価証券について、その有価証券を発行する法人の資産状態が著しく悪化したため、その価額が著しく低下したことにより、その価額が帳簿価額を下回ることとなったこと。
 - ハ) 上記ロ) に準ずる特別の事実
- ② 更生計画認可の決定があったことにより、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定に従って評価換えをしてその帳簿額を減額したとき
- ③ 再生計画認可の決定等の事実があったことにより、再生計画認可の決定があった時の価額により有価証券の評定を行っている場合（確定申告書に評価損明細の記載があり、かつ、評価損関係書類の添付がある場合に限り。）